商品概要説明書　積立式定期貯金（満期型）

（令和２年４月１日現在適用中）

１．商　品　名	・積立式定期貯金（満期型）
２．ご利用いただける方	・個人のみ
３．期　　間 （積立期間） （据置期間）	 ・６ヵ月以上１０年以下 ・１ヵ月以上３年以下
４．預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・自動振替により、１ヵ月、２ヵ月、３ヵ月、６ヵ月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ・預入時のお申し出により、最大６回まで増額月を設定できます。 ・１回あたり１，０００円以上 ・１円単位
５．払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払い、明細支払および概算金支払ができます。
６．利　　息 （１）適用金利 （２）支払頻度 （３）計算方法 （４）税金 （５）金利情報の入手方法	 ・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。ただし、預入日から満期日までの期間が１年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金（単利型）の約定利率を適用します。 ・なお、満期日前１年ごとの応当日を「特定日」として、当該特定日においてすでに預入れされている期日指定定期貯金をとりまとめる場合には、当該特定日における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。ただし、預入日から満期日までの期間が１年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金（単利型）の計算方法を適用します。 ・２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※令和１９年１２月３１日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
７．手 数 料	―
８．付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年０．５％を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
９．中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。**
10．貯金保険制度（公的制度）	**・保護対象** **この貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。**

11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会管理部リスク審査課(電話：０７７６－２７－８２３４)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会管理部リスク審査課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：０７７６－２３－５２５５） 京都弁護士会（電話：０７５－２３１－２３７８） 愛知県弁護士会（電話：０５２－２０３－１７７７）
12. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。	

・ご不明な点は、当会窓口までお気軽にお問い合わせください。